

会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本環境技術協会（以下「協会」という。）の定款第6条から第12条で定めている会員の入会及び退会等に関する手続並びに入会金、会費の額及び納入方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 定款第6条の正会員は、次によるものとする。

ア 正会員A：環境測定機器の製造業又は販売業を営む法人

「環境測定機器」とは、環境問題の原因物質等（事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいう。）の監視、測定及び試験に必要な機械及び器具をいう。

「製造業」とは、これらの機械器具の製造業をいい、「販売業」とは、これらの機械器具の販売業（卸売、小売及び代理商を含む）をいう。

イ 正会員B：環境測定機器の維持管理業又は環境測定分析業を営む法人

「測定機器の維持管理業」とは、測定機器の保守点検、試液の調整、測定値の記録等の業をいい、「環境測定分析業」とは、測定物質の計量等の業をいう。

ウ 正会員C：環境測定技術等に関し学識経験を有する個人

「学識経験を有する個人」とは、国の機関、地方公共団体及びその他の団体、企業等において環境保全対策又は環境測定技術に関する業務に7年以上従事した者であって、環境測定技術等に関する学識経験が優れていると認められる者

(入会申込及び入会期日)

第3条 定款第7条第1項により会員として入会しようとする法人、個人及び地方公共団体に対しては、別紙様式（1～4）の入会申込書の提出を求めることとする。

2 入会申込書を受理した場合は、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、入会期日は、次により取り扱うものとする。

(1) 正会員

入会は、原則として、理事会の議決を得た日、又は議決を得た日の属する月の翌月の1日付けとする。

(2) 賛助会員

入会は、原則として、理事会の議決を得た日、又は議決を得た日の属する月の1日付けとする。

3 名誉会員については、理事会であらかじめ本人の意向を確認のうえ推薦を決定し、総会の議決を得て本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、協会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲につ

いて、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

(入会金及び会費)

第5条 定款第8条の入会金及び会費の額は、別表「入会金及び会費の基準」のとおりとする。

2 新たに加わった会員にかかる入会金及び会費の計算及び請求の方法は、次によるものとする。

(1) 正会員A、B及び賛助会員Aに係る入会金は、入会を承認された日から1ヵ月以内にその定額を請求する。

(2) 会費は、次により請求するものとする。ただし、特別の理由がある場合は理事会の承認を得てその取り扱いを変更することができるものとする。

ア 正会員A・B (定額一月額)

① 加入初年度は、加入した月から当該年度末(3月31日)までの月数に定額(月額)を乗じた額とし、これを各四半期(毎年度4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)ごとに分割し、各四半期の最初の月(加入した日が四半期の途中の月の場合は当該月)に請求する。ただし、会員から毎月納付又は年度分一括納付の申出があった場合にはそれにより請求する。

② 次年度以降は、定額に12を乗じた額とし、請求等の方法は①と同様とする。

イ 正会員C (定額一年額)

① 加入初年度は、加入した月に定額(年額)を請求する。

② 次年度以降は、定額を毎年4月から7月までの間に請求する。

ウ 賛助会員A・B・C (定額一年額)

① 加入初年度は、加入した月から当該年度末(毎年3月31日)までの会費として、次により算定した額を入会した日から1ヵ月以内に請求する。

1) 4月から7月までに入会した者は定額

2) 8月から12月までに入会した者は定額の二分の一の額

3) 1月以降に入会した者は原則として免除

② 次年度以降は、定額を毎年4月から7月までの間に請求する。

(退会手続)

第6条 定款第9条の規定により、会員は別紙様式5の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会届の提出及び退会期日は、次により取り扱うとともに、退会した会員については会員名簿を抹消するとともに、直近に開催される理事会に報告するものとする。

(1) 正会員A・B

退会届は、退会予定日の1ヵ月以上前に提出するよう求めるものとし、退会期日は、原則として第5条2(2)ア①に掲げる各四半期の末日付けで整理するものとする。

(2) 正会員C

退会期日は、原則として、退会届に記載の退会予定日とする。

(3) 賛助会員A・B・C

退会届は、退会予定日の1ヵ月以上前に提出するよう求めるものとし、退会期日は、原則として次により整理するものとする。

ア 当該年度の会費を納付済みの場合は、原則として当該年度の末日付けとする。

イ 当該年度の会費を未請求の場合は、退会届提出日の属する月の末日付けとする。

ウ 請求中の会費が未納の場合は、納付の督促を行うこととし、それでもなお納付しない場合の取扱いは別途検討する。

- 3 定款第10条及び第11条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 4 定款第12条の規定により、会員がその資格を喪失した場合は、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(再入会)

- 第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後6年間は、再入会を認めないこととする。

(会員種別の変更)

- 第8条 入会中の会員が、事業の拡大、縮小又は合併等により営業業種を変更したことに伴い、定款第6条に定める会員種別の変更を希望する場合は、改めて第3条で定める別紙様式6の会員種別変更申込書を会長に提出するよう求めるものとする。
- 2 会員種別の変更は、次に掲げる変更の形に該当する場合に限るものとし、変更の時期及び変更に伴う入会金又は会費の扱いはそれぞれに掲げるところによるものとする。

変更の形	変更の時期	入会金の扱い	会費の扱い
正会員B ⇒正会員A	第3条2(1) に準ずる。	増額となる額を納付する。 なお、平成22年6月30日以前に正会員B又は賛助会員Aであった者は既納付の入会金とこの規則で定める正会員A・Bの入会金との差額とする。ただし、既納付額が変更後の会員の入会金を越える場合であってもこれを返還しない。	第5条2(2)ア①に準ずる。 ただし、年度中途の変更の場合は、当該年度末までの月数により計算した額とし、種別変更前の会員に係る既納付の会費については、その状況により調整を行うものとする。
賛助会員A ⇒正会員A・B	第3条2(1) に準ずる。	賛助会員Aにかかる入会金は免除する。ただし、既納付額は返還しない。	第5条2(2)ウ①に準ずる。 ただし、年度中途の変更で当該年度の納付済の会費が変更後の会費年額を越える場合は、それを変更後の会費に充てるものとする。(既納付額が変更後の会費年額を超える場合であってもこれを返還しない。)

(会費の免除)

- 第9条 名誉会員は、会費を免除する。

(会員特典)

第10条 会員に対する優待又は割引(以下「会員特典」という。)等の種類、内容は、次のとおりとする。

正 会 員	賛 助 会 員
協会会誌(かんぎきょう)の購読(無料)	(正会員と同様)
図書・書籍の提供(割引)	(正会員と同様)
協会主催の各種講習会(割引)	(正会員と同様)
HPによる会員情報の提供	HPによる会員情報(限定)の提供
協会主催等のセミナー、見学会等への参加	協会主催等のセミナー、見学会等の案内
各種環境情報(行政・技術)の提供	
協会実施の調査・研究事業への参加	
部会・研究会への委員の登録・参加	

*協会会誌、環境情報等の資料の配布は、日本国内に限ること。

*賛助会員Cの購読会員に対する特典は、協会会誌の購読(無料)のみとすること。

(会費の使途)

第11条 第5条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(附 則)

1. この規則は、平成22年6月18日(通常総会の決議の日)に制定し、平成23年4月1日(公益社団法人の設立の登記の日)から適用する。

(別紙様式)

- | | | | |
|------|-----------|--------------------------|---------|
| 様式 1 | 入会申込書 ① | [正会員 A・B—法人、賛助会員 A・B—法人] | (第3条関係) |
| 様式 2 | 入会申込書 ② | [正会員 C—個人] | 〃 |
| 様式 3 | 入会申込書 ③ | [賛助会員 B—個人] | 〃 |
| 様式 4 | 入会申込書 ④ | [賛助会員 C—地方公共団体] | 〃 |
| 様式 5 | 退会届 | | (第6条関係) |
| 様式 6 | 会員種別変更申込書 | | (第8条関係) |

(別表)

入会金及び会費の基準

会費の改定の期日 令和5年4月1日

会員の種別	区分	コード	入会金(円)	会費 (円)		議決権
[正会員]						
正会員 A	株式上場会社	正A-1	100,000	月	80,000	1個
	株式非上場会社	正A-2	50,000	月	44,000	1個
正会員 B	法人	正B	50,000	月	15,000	1個
正会員 C	個人	正C	—	月	1,000	1個
[賛助会員]						
賛助会員A	法人	賛A	30,000	年	20,000	—
賛助会員B	個人	賛B-1	—	年	6,000	—
	法人 (1口)	賛B-2	—	年	10,000	—
賛助会員C	普通 購読	賛C-1	—	年	6,000	—
		賛C-2	—	年	3,000	—

(令和4年6月17日 総会承認)